2026 年 11 月 18 日

オーストラリアの国内ガス留保義務制度 - シリーズ#6: 上院委員会レポート（11 月 11 日）と先立つ委員会審議

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
橋本 裕、森 義雅、柳沢 崇文

はじめに

オーストラリア議会上院経済委員会は、政府が計画している国内市場向けガス供給留保（DGR）法案に関して、2026 年 10 月 23 日、30 日の審議（公聴会）を経て、11 月 11 日、報告書（"The Senate Economics Legislation Committee - Domestic Gas Reservation Bill 2026 and related bills"）を公表した[1]。同報告書は、修正意見なく、関連法を可決することを推奨した。同報告書は、公開草案の段階から議論がどのように展開してきたかを示すとともに、どのような主張が支持を集め、どのような主張がそうではなかったのかについてインサイトを提供するものでもある。

同委員会の提言により、当該法案が 2026 年の議会会期終了前、すなわち早ければ 11 月下旬にも上下両院を通過する可能性が大きく高まった。その結果、関心の対象は法案の成立そのものから、その後の実施フェーズへと移りつつある。とりわけ、2027 年中に策定が見込まれる Gas Market Code の改定、AER (Australian Energy Regulator) による運用方法、需要算定・調整プロセス (Demand Calibration)、追加性 (Additionality) 要件、その他関連する細部規制の整備が、業界関係者、投資家および LNG 購入者にとっての主要な関心事項になると考えられる。

こうした実施段階における制度設計や運用ルールは、国内ガス供給、上流開発投資のインセンティブ、さらにはアジア太平洋地域に対する信頼できる LNG 供給国としてのオーストラリアの地位に対して、本制度が及ぼす実質的な影響を左右する可能性があり、その意味では法案そのもの以上に重要な意味を持つ可能性がある。

1. 委員会多数意見は可決を推奨

同委員会は、**多数（労働党[2]）意見**で可決を提言している。

しかし報告書は以下（詳細は第 9 章に記載）も含めて公表している。

- **野党連合[3]上院議員の意見は**現在の形態での可決に反対。

[1] https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Economics/DomesticGasRes2026/Report

[2] オーストラリア労働党（労働党）：中道左派の与党。伝統的に労働組合と結びつきが強く、産業政策、エネルギー安全保障、消費者保護といった分野で、政府がより大きな役割を果たすことを支持している。

[3] 自由党・国民党連合（野党連合）：中道右派野党勢力であり、オーストラリア自由党とオーストラリア国民党から構成される。市場原理に基づくアプローチや規制の抑制、民間投資を促進する政策を重視する。

- **グリーンズ 4は**、国内市場向けガス供給留保を支持するが、ガス輸出税の方が優越的な政策手段と主張。
- **独立系議員が、**制度は支持するが、より厳格な設計・透明性・需要家保護を要求。

DGRS をめぐる議論において、労働党はおおむね提案された枠組を支持している。野党連合は投資や将来の供給への影響について懸念を表明しており、グリーンズは、ガス輸出税の検討を含め、より強力な介入が必要かもしれないと主張している。

実務面の議論は、国内市場向けガス供給留保制度を持つべきか否かではなく、制度が如何に運用されるべきか、に焦点が移っている。

2. 委員会の基本認識

委員会は、「オーストラリアは大量のガスを輸出している」「製造業は長期契約確保に苦しんでいる」「信頼性ありアフォーダブルな国内ガス供給が、エネルギー・セキュリティ、製造業の競争力、国家主権のために重要である」との政府の政策の背景にある議論に同意している。

3. 長期契約（国内ガス市場向け）確保を重要視

本報告書の特色のひとつとして、長期ガス購入契約確保の重要性がある。オーストラリア商工会議所 (ACCI)、オーストラリア・エネルギー需要家協会 (EUAA) の証言により、国内の製造業企業が長期ガス購入契約の確保が困難となっている状況が示された。

同委員会は、DGRS により、ガス生産者、エネルギー消費者にとって、短期的に利用できるガスの量が増えるということだけでなく、長期契約に入ることができるような規制上の確実性が生まれるとみなしている。

4. "Must Sell" "Modest Oversupply" を重要として維持すべきと提言

複数の LNG 生産企業、業界団体が、 "must sell" を "must offer" に変更することを主張した。一方ある労働組合代表は、「"must sell" 条項案を緩めることに反対する」「"modest oversupply" 基準は非常に重要」と指摘している。

委員会は明確に、 "must sell" と "modest oversupply" は制度成功の核心と判断した。

これらのメカニズムが以下の実現に必要と判断している。

- 国内ガス価格を引き下げること。
- 製造業への投資を支援すること。
- ガスの数量確保を改善すること。
- 国際 LNG 価格の不安定性に曝されることを回避すること。

4 環境を重視する進歩主義政党。強力な気候変動対策、迅速なエネルギー転換、環境・社会政策上の目標を達成するための政府介入の拡大を提唱している。

5. 110% 需要調整 (Demand Calibration)

複数の LNG 生産企業、業界団体は、110%は高過ぎる、と主張した。他方、複数の製造業業界団体が、110%案を支持した。委員会は最終的に、110%は適切という立場を採っている。

6. WA ガス留保政策との関連

複数の LNG 生産企業、ウェスタンオーストラリア州政府は除外を主張した。しかし連邦政府側は連邦憲法上、全国制度でなければならないと説明している。

7. 既存契約の取り扱い

複数の提出意見の中で、既存契約の取り扱いに関して懸念が表明された。ある企業は「当初から想定されていた契約延長が、規制上の目的から『新規』契約として扱われるならば、投資家・買主は当初のコミットメントの裏付けとなっていたコマーシャル上のフレームワークが事後に変更されたものと解釈するであろう」と指摘している。

委員会はこうした懸念を認知したが、変更を提言はしなかった。

8. ノーザンテリトリー、インフラストラクチャの問題

レポートは、ノーザンテリトリー政府、企業からパイプライン・インフラストラクチャの制約に起因する供給制約についての懸念を記載した。

9. 委員会報告書に盛り込まれた異見解

委員会は最終的に、修正なしで当該法案を可決するよう上院に勧告したが、報告書には 3 つの異なる見解も盛り込まれた。これは、オーストラリアの国内市場向けガス供給留保制度の最も適切な設計をめぐり、依然として意見の相違が存在していることを反映している。

9.1 野党連合: 投資・供給への影響を懸念

野党連合上院議員による附帯意見は、提案されている制度は、長期的には国内のガス供給を増加させるどころか、減少させるリスクがあると指摘した。オーストラリアのガス市場が抱える課題の主な要因は、過剰な輸出にあるのではなく、新規供給の不足やプロジェクト開発の遅れにあると主張した。彼らの見解によれば、上流部門への投資を抑制するような政策は、本法案が解決を図ろうとしている供給状況を、かえって悪化させかねないという。

野党連合上院議員は、国内向け供給の義務化、市場への意図的な供給過剰の強制、そして本制度に盛り込まれた広範な規制介入について、特に懸念を表明した。こうした措置が投資家心理を冷え込ませ、カントリーリスク（ソブリンリスク）を高める恐れがあると指摘した。数十億ドル規模の長期的なコミットメントを必要とするプロジェクトにおいては、その影響が懸念される。

野党連合上院議員は、国内向けの安価なガス供給の重要性は認めつつも、LNG 輸出業者に対して新たな義務を課すのではなく、生産量の拡大、規制障壁の低減、そして新たなガス開発の促進に重点を置くべきだとの立場を示した。

9.2 グリーンズ：国内向け確保を支持しつつ、ガス輸出税の導入を主張

グリーンズは、大きく異なる立場を示した。同党の反対意見書は、国内の消費者向けにガスを確保するという目的を支持したものの、提案された仕組みでは、輸出主導で得られる過大な利益や国内のガス価格の高騰に対処するには不十分であると主張した。

グリーンズは、DGRS に伴う行政上の複雑さが、国内のガス価格を引き下げるための最も効果的な手段か、という疑問を呈した。同党は、ガス輸出に対する課税や輸出税を導入する方が、より直接的に同様の成果を達成できるだけでなく、公的な歳入も確保できると主張した。こうした歳入は、エネルギー価格の高騰によって影響を受けている家計を支援したり、国全体のエネルギー転換を後押ししたりするために活用できるという。

より広い視点から、グリーンズはこの問題を、気候変動およびエネルギー転換という大きな文脈の中に位置付けた。同党は、オーストラリアはガス生産や輸出への依存から段階的に脱却し、再生可能エネルギーや排出削減政策により重点を置くべきだと主張した。

9.3 無所属上院議員：制度を支持しつつ、より強力な措置を求める

ある無所属上院議員による附帯意見は、本法案の広範な目的は支持するものの、その枠組はさらに強化され得ると主張した。DGRS の存在そのものに異議を唱えるのではなく、本法案が国内の消費者へのガス供給量を実際に上乗せし、市場の透明性を向上させるという目的を十分に達成できるかどうかを議論の焦点とした。

同議員は、需要調整手法、実施規則、市場監視の仕組みなど、本制度の重要な要素が、規制当局や閣僚による将来の決定に委ねられたままであることに対し懸念を表明した。その上で、より高い透明性、より強固な説明責任の仕組み、そしてより明確な実施の道筋を確保するよう求めた。

同議員の意見は、国内ガス価格の妥当性や、オーストラリアの消費者が長期契約を利用できるかどうかという、より広範な懸念も示した。この点では、同議員の立場は、野党連合やグリーンズのいずれとも異なっていた。野党連合と異なり、同議員はガス確保の考え方そのものには反対しなかった。同議員が重視したのは、規制の枠組みに対する信頼を維持しつつ、最終的にこの法制度が国内の消費者に実質的な利益をもたらすようにすることであった。

9.4 これらの異見の全体的な意義

これらの異なる見解を総合すると、オーストラリアの政治レベルの意見の相違は、もはや「国内のガス供給安定化が重要な政策目標であるかどうか」という点にはないことがわかる。むしろ現在の議論の焦点は、その目標を達成するための最も適切な手段は何か、そして

国内ガス価格の妥当性、将来の投資、LNG 輸出、エネルギー転換の目標といった各要素の間で、いかに適切なバランスを図るかという点にある。こうした意見の相違はあるものの、委員会は多数決により、現行の法案は適切なバランスが保たれていると結論付け、修正なしで可決するよう勧告した。

10. まとめ

オーストラリア議会上院経済委員会の報告書は、議会が「must sell」「modest oversupply」を、国内市場ガス供給留保制度（DGRS）の核心的な政策メカニズムとしてますます重視していることを明らかにしている。同時に同報告書は、投資、インフラストラクチャ、既存契約、ウェスタンオーストラリア州における取り決めに関連する様々な懸念についても言及している。

その結果、現在の議論の焦点は、もはや「オーストラリアに DGRS を導入すべきかどうか」という点にはない。むしろ、この制度を実際にどのように運用していくのか、オーストラリア・エネルギー規制当局（AER）が新たに付与された権限をどのように行使するのか、そして、この枠組によって「国内におけるガス価格の適正な維持」と「将来のガス供給および LNG 輸出を維持するために必要な投資」との間で、いかにしてうまくバランスをとることができるのか、といった点に議論の重点が移りつつある。

[附]

上院経済法制委員会公聴会 5の要点

国内市場ガス供給留保制度（DGRS）- LNG 輸出、日本、および国際的な投資家に関連する視点

2026 年 10 月 23 日、30 日に開催された上院経済立法委員会（Senate Economics Legislation Committee）の公聴会は、DGRS（国内ガス供給留保制度）をめぐる現在の政治的・商業的な議論について、有益なインサイトをもたらしている。議論の中では、信頼できる LNG 供給国としてのオーストラリアの評価、日本の買主や投資家の役割、ウェスタンオーストラリア州の扱い、そして国内供給・投資・将来の LNG 輸出の間の相互関係といったテーマが、繰り返し取り上げられた。

1. LNG 輸出・日本との関係

日本との関係に最も踏み込んだ発言を行ったのは Asia Natural Gas and Energy Association (ANGEA) であった。

✓　日本は LNG の 40%をオーストラリアから調達している。

[5] https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Economics/DomesticGasRes2026/Public_Hearings

✓　アジアの買主は、オーストラリアの LNG プロジェクトが融資可能な案件となるための基盤的な LNG 売買契約を締結してきた。
✓　もしオーストラリアが信頼できない相手となれば、アジアの買主は他の調達先を求めることになるだろう。

今般の審議は、オーストラリアの主要なアジアの貿易相手国が現在この議論に関与していること、そして LNG 輸出の確実性がより広範な経済外交上の課題となっていることを裏付けている。

2. ウェスタンオーストラリア州の扱いが引き続き政治的に重要な論点

WA 州の扱いは、両公聴会を通じて提起された最も重要な論点の一つであった。Chamber of Minerals and Energy of Western Australia は、以下の点を主張した。

✓　WA 州の国内向けガス政策は、約 20 年にわたり成功を収めてきた。
✓　WA 州における国内価格は、より低く、かつ安定した水準を維持してきた。
✓　WA 州は、連邦政府の制度から明確に除外されるべきである。

同会議所は、この実現に向けて具体的な法改正案を提示し、以下の措置を求めた。

✓　明確な除外基準（免除要件）を設けること。
✓　長期的な確実性を確保すること。
✓　将来のプロジェクトを保護すること。
✓　義務の重複を回避すること。

これに対し、連邦政府当局者は、憲法上の観点から、本制度は全国規模で適用される必要があるとの見解を示した。しかし、連邦政府当局者は以下の点を確認した。

✓　WA 州のガス確保（リザーベーション）の仕組みは考慮される。
✓　WA 州における国内供給義務（DSO）割合は、ゼロまで引き下げる可能性がある。
✓　何らかの決定を下す前に、WA 州政府および規制当局との協議を行う。

WA 州が法的に明文で制度から除外される可能性は低いものの、実務面で大幅な配慮がなされる可能性は依然として高い。

3. "Must Sell" vs "Must Offer"

製造業の業界団体や労働組合は、「must sell」とする仕組みを擁護した。その主な論拠は、「オーストラリアは既に 10 年ほど、『must offer』という形式の取り決めを続けてきたが、国内の消費者にとって十分な成果は得られていない」というものだった。

一方、LNG 生産企業およびその業界団体は、供給の「利用可能性（アベイラビリティ）」に基づくアプローチを主張した。

4. 110% Oversupply

業界代表者らは、以下の点を繰り返し主張した。

✓　10%の供給過剰は「小規模」とは言えない。
✓　構造的な供給過剰は、投資意欲を減退させる可能性がある。
✓　国内のみでガス生産を行う事業者が市場から締め出される恐れがある。

一方、製造業の業界団体は、適度な供給過剰が必要であると主張した。その理由は以下の通りである。

✓　ガス生産者間の競争を促進するため。
✓　契約の選択肢（利用可能性）を向上させるため。
✓　ガス価格に下押し圧力をかけるため。

5. ガス供給の追加性と、AER の運用方法が今後の論点に

多くの政策実務上の論点が、今後の実施のプロセスに委ねられている。

✓　追加となるガス供給の判断方法
✓　AER による調整の方法
✓　ベースラインの判断基準
✓　国内での競争力の評価方法
✓　フレキシビリティのメカニズム

当局者は、実施に関する詳細の多くは、今後のガイドライン策定や協議のプロセスを通じて詰められていくことになる、と繰り返し明言した。

政策をめぐる議論の焦点は、現在、「DGRS を設けるべきか否か」という問いから、「DGRS を実際にどのように運用していくか」という問いへと移行しつつある。

6. 政府は、DGRS が投資を減少させず促進すると主張

連邦政府が提示した立場において注目すべき点は、本制度が以下の要素を通じて将来の投資を促進するはずだという主張が繰り返しなされていたことである。

✓　追加性に関する規定
✓　市場の透明性の向上
✓　より長期的な契約機会の創出

政府当局者は、本枠組みの下で、以下の活動が継続されると論じた。

✓　新たなガス開発
✓　パイプラインへの投資
✓　国内向けガス契約

しかし、多くの生産者はこの見解に強く異を唱え、将来の投資インセンティブが弱まる可能性があると主張した。

全体的な評価

2 回の審議で、日本の視点から特に重要な 3 つの点が浮き彫りになっている。

1. 日本側の懸念が明確に受け止められている

審議の過程で、日本の LNG 購入者や投資家について明示的な言及があり、信頼できる LNG 供給国としてのオーストラリアの評価が繰り返し強調された。

2. ウェスタンオーストラリア州に実務的な配慮がなされる見込みだが、適用除外ではない

連邦政府は、WA 州特有の事情を運用上の決定に反映させることは認めているものの、正式な適用除外（例外規定）を設けることには依然として難色を示している。

3. 政策をめぐる真の攻防は、今後「運用・実施」の段階へ移行する

制度設計に関する重要な論点の多くが、以下の項目に委ねられている。

✓　オーストラリア・エネルギー規制当局（AER）
✓　今後決定されることとなる細則
✓　今後決定されることとなるガイドライン
✓　Gas Market Code の規定

そのため、議論の最も重要な局面は、法案そのものよりも、むしろその後の運用・実施プロセスに移っている。

審議からは、DGRS が概ね当初の枠組のまま進められる公算が高いことがうかがえる。今後生じる論争は、国内向けガス供給確保政策の基本原則そのものよりも、規制の手法、インフラストラクチャ上の制約、追加性（Additionality）に関するルール、そして具体的な運用実務といった点に集中していく可能性が高い。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp